

盛岡地方振興局長告示第 36 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 14 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0330100033	もりおか障害者自立支援プラザ	盛岡市三本柳 9 地割 10 番地 3	盛岡市三本柳 13 地割 42 番地 1	平成 19 年 4 月 11 日